

○規制対象除外車両標章及び規制対象除外車両証明書の交付

(第 32 条第 1 項, 第 2 項)

改正 平成 21 年 2 月 13 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	災害対策基本法施行令
根拠条項	第 32 条第 1 項及び第 2 項
処分の概要	規制対象除外車両標章及び規制対象除外車両通行証明書の交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	災害対策基本法第 76 条第 1 項 (緊急通行車両の確認手続等要領)
審査基準	岡山県公安委員会は、次のいずれかの要件に該当する車両のうち、特に、社会生活上通行させる必要があると認めた場合には、規制対象除外車両標章及び規制対象除外車両通行証明書を交付することができる。 1 傷病者の救護又は医師の救急患者の診断若しくは治療のため現に使用中の車両 2 報道機関の緊急取材のため使用中の車両 3 その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両
標準処理期間	2 日
申請先	災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づき、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限している場所を管轄する警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)、又は交通部高速道路交通警察隊(管轄する所属が 2 以上ある場合は、そのいずれかとする。)
問い合わせ先	警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)、交通部高速道路交通警察隊又は交通部交通規制課企画係